

福島大学における秘密保持契約に関する取扱要項

制定 平成18年11月17日

改正 平成19年3月30日

(趣旨)

第1条 この要項は、福島大学職員(以下「職員」という。)が職務上行う企業等との技術交流及び技術相談並びに共同による研究テーマの検討を進めるに当たり、共同研究及び受託研究への発展に資する目的で、相互に研究技術又はノウハウ等の営業秘密に関する情報を開示する場合における秘密保持契約の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 職員は、秘密保持契約を締結する必要があると判断した場合には、別紙様式により学長に申請するものとする。

(契約の締結)

第3条 前条の規定により申請書を受理した学長は、当該企業等と別紙様式(標準型)により契約を締結し、その旨を申請者に通知するものとする。

(受託研究等)

第4条 職員は、当該企業等と受託研究又は共同研究を行うこととなった場合には、速やかに学長に報告するものとする。

2 受託研究又は共同研究の取扱いについては、受託研究取扱規則及び共同研究取扱規則によるものとする。

(事務)

第5条 この秘密保持契約に関する事務は、研究協力部門地域連携グループにおいて処理する。

附 則

この要項は、平成18年11月17日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

福島大学長 殿

申請者名

所 属

氏 名

印

秘密保持契約書の締結について(申請)

このことについて、下記により契約締結していただくようお願いいたします。

記

研究テーマ・目的	
相手先名称等	住 所： 名称等：
契約書に記載する相手先の担当者名等 (複数名の場合は別紙可)	部 署： 氏 名： 電 話： E-mail：
契 約 期 間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
その他特記事項	

企業等との研究等を行うに当たり、秘密保持に関する契約締結が必要となる場合に申請してください。

(別紙様式)

秘密保持契約書(標準型)

国立大学法人福島大学(以下「甲」という。)と***** (以下「乙」という。)は、相互の技術交流並びに共同による研究テーマの検討(以下「本件目的」という。)を行うに当たり、相互に開示する情報を営業秘密として適切に保持・管理するため、次の各条によって契約を締結するものとする。

(研究の題目等)

第1条 甲及び乙は、次の本件目的を実施するものとする。

- (1) 題 目 _____
(2) 目 的 _____
(3) 担当者 _____

甲の担当者 (所属及び氏名) _____
乙の担当者 (所属及び氏名) _____

(秘密保持)

第2条 甲及び乙は、本件目的を実施するに当たり、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の営業秘密情報(以下「秘密情報」という。)について、第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- 一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
 - 三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
 - 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
 - 六 書面により事前に相手方の同意を得たもの
- 2 甲及び乙は、秘密情報を本件目的以外に使用してはならない。
- 3 甲及び乙は、秘密情報を相手方より事前に書面による承認を得た場合を除き、複写、写真撮影、その他あらゆる態様での複製を行わないものとする。

(共同研究契約等の締結)

第3条 甲及び乙は、本件目的の検討の結果、共同研究又は受託研究を必要とする場合、

別途共同研究契約又は受託研究契約を締結するものとする。

- 2 前項に基づき別途共同研究契約又は受託研究契約が締結された場合は、本契約はその効力を失する。

(秘密情報の返還)

- 第4条 甲及び乙は、本件目的の検討の結果、共同研究又は受託研究に至らなかった場合、本契約の終了後直ちに、秘密情報に係る書類(複写及び複製したものを含む。)を相手方に返還するものとする。

(知的財産権)

- 第5条 甲及び乙は、本件目的の実施に伴い、発明(特許権)、考案(実用新案権)、創作(意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物)、育成(育成者権)、案出(ノウハウ)に関する知的財産権が生じた場合には、速やかに相互に通報し、その扱いを別途協議するものとする。

(契約期間)

- 第6条 本契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第2条の規定については、本契約の満了後3年間とする。
- 3 前2項の期間は、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

(別途協議)

- 第7条 本契約に定めのない事項又は疑義のある事項については、協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 福島県福島市金谷川1番地
国立大学法人福島大学
学 長

印

(乙)